



令和8年度 琴浦町

中小企業ステップアップ補助金

新商品開発、販路開拓、DX推進に対する取組を支援します

◆対象者

町内に本社など主たる事業所を有する
中小企業者又は個人事業主、NPO法人、農
業協同組合、漁業協同組合等

◆補助上限額 20万円

※10万円(税抜き)以上の事業が対象です。

◆補助率 1/2

◆補助対象事業

- ・新商品開発事業(ふるさと納税返礼品に限る)
- ・販路開拓事業(マーケティング構築、出展催事に要す経費等)
- ・DX推進事業(IT導入に係る経費等) ※詳細は裏面参照

◆事業期間

最長で令和9年2月28日まで

※期間内に支払が完了した経費が補助対象となります。

◆申請期限

令和8年10月30日(金)まで

※予算に達し次第終了します。

上限額

20万円

補助

問合せ先




〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町役場商工観光課 電話:0858-52-1713

FAX:0585-52-1714



補助対象経費

事業区分	補助対象経費	内容
新商品、新役務の 開発・改良に関する事業 ※ただし、ふるさと納税 返礼品の商品に係るもの	外注費・委託費	ふるさと納税返礼品に係る新商品、新役務の開発・改良のための調査、開発、設計、デザイン、加工、プロデュース、ブランディング等、外部に発注する経費
	広告宣伝費	新商品、新役務宣伝のためのパンフレット作成、ホームページ更新等に係る経費
販路開拓・拡大に関する 事業	マーケティング戦略構築費	マーケティング戦略(商品、価格、流通、販売促進等)構築への助言を外部専門家等へ依頼する経費
	出展催事に要する経費	出展料、会場費、小間装飾費、交通費等
	広告宣伝費	テレビ、ラジオ、インターネット等でのCM、動画の作成にかかる経費(ただし、パンフレット・チラシの作成のみは除く。)
DX推進(IT導入)に 関する事業   	ホームページ、ECサイトの構築費(初回導入のみ)	ホームページ、ECサイト作成に係る外注費、インフラ整備にかかる経費等(ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコスト、汎用性の高いパソコン、タブレットは除く。)
	ソフトウェアの導入費(初回導入のみ)	新たにソフトウェアを導入する際のライセンス費用、カスタマイズ費用等(ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコストは除く。)
	キャッシュレス決済導入費(初回導入のみ)	キャッシュレス決済にかかる端末購入費、インフラ整備費(ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコストは除く。)
	デジタル技術導入支援費	デジタル技術導入への助言を外部専門家等へ依頼する経費、研修費等

【申請に当たっては次のことをご確認ください】

- 支援機関(商工会等)の助言及び確認を受けてください。
- 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、町内事業所への発注に努めてください。
- 交付決定前の実施は対象外となりますのでご注意ください。